

【第2次月形町新型インフルエンザ等対策行動計画】

令和8年1月

月 形 町

目 次

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	P1～P15
● 第1章 はじめに	P1
● 第2章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等	P1～P10
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	P1～P2
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	P2～P4
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	P5～P7
第4節 対策推進のための役割分担	P8～P10
● 第3章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点	P11～P14
第1節 町行動計画における対策項目等	P11～P14
● 第4章 町行動計画の実効性確保等	P15
第1節 町行動計画の実効性確保	P15
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	P16～P31
● 第1章 準備期の取組	P16～P20
第1節 実施体制	P16
第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	P16～P17
第3節 まん延防止	P17
第4節 ワクチン	P17～P18
第5節 保健	P19
第6節 物資	P19
第7節 町民の生活及び地域経済の安定の確保	P20
● 第2章 初動期の取組	P21～P24
第1節 実施体制	P21
第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	P21～P22
第3節 まん延防止	P22
第4節 ワクチン	P22～P24
第5節 保健	P24
第6節 物資	P24
第7節 町民の生活及び地域経済の安定の確保	P24
● 第3章 対応期の取組	P25～P31
第1節 実施体制	P25
第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	P25～P26
第3節 まん延防止	P26～P27
第4節 ワクチン	P27～P29
第5節 保健	P29
第6節 物資	P29
第7節 町民の生活及び地域経済の安定の確保	P29～P31
第8節 終息期における町対策本部の対応	P31

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

●第1章 はじめに

1 総論

近年、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている野生動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症の出現の危険性が増大しています。さらに、グローバル化による各国との往来が飛躍的に拡大しており、令和2年から大流行を引き起こした新型コロナウイルス感染症のように、未知の感染症が発生した場合には瞬く間に世界中に拡散し、大流行（パンデミック）となる可能性が高く、そうなると月形町にも感染者が多く発生すると予想されます。

このような事態に対応するため、国は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）を平成24年に制定しています。

2 これまでの経過

国は、平成17年から「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定して改定を行ってきましたが、特措法制定に基づき平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」と言う。）を策定しました。その後策定から10年を経過したことにより、内容を抜本的に改正した、改訂版政府行動計画が令和6年7月に公表されました。

道もこの改訂版政府行動計画を踏まえ、令和7年3月に内容を抜本的に改正した「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「道対策行動計画」と言う。）」を策定しました。

3 月形町新型インフルエンザ等対策行動計画の改正

町は、特措法第8条の規定に基づき、平成27年3月に「月形町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しておりますが、政府行動計画及び道対策行動計画が改定されたことから、これまでの計画を大幅に改定した「第2次月形町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定します。

●第2章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命、健康、生活及び社会経済活動にも大きな影響を与えかねません。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くがり患するおそれがあるのですが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティ（能力）を超えてしまう可能性があるため、新型インフルエンザ等対策を月形町（以下「町」という。）の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、以下の2点を主たる目的として対策を講じ

ていきます。

1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する

- (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等の時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死者数を減らす。

2 町民の生活及び社会経済活動に及ぼす影響を最小にする

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- (2) 町民生活及び社会経済の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (4) 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があります。月形町新型インフルエンザ行動計画（以下、「町行動計画」という。）は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとします。

国においては、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指し、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立することとしています。

道においては、国の基本的対処方針を受けて、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「道行動計画」という。）を基に新型インフルエンザ等対策に係る政策

決定を行うこととしており、町は、道の政策決定を踏まえつつ、町行動計画を基に必要な新型インフルエンザ等対策を行うこととします。

【新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方】

対策実施上の時期区分		
準備期	初動期	対応期
国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまで	国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで	基本的対処方針が実行されて以降

【各時期の対応】

準備期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発生前の段階では、ワクチン接種体制の整備、町及び企業における事業継続計画等の策定、町民に対する啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を順次行っておくことが重要です。
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等が国内外で発生又はその疑いがある段階では、直ちに初動対応の体制に切り替えます。
対応期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内や道内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策について、国、又は道の方針に従って必要な対策を講じます。 ○ 国内や道内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期では、町は、道、保健所設置市、国、事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や町民生活及び社会経済の維持のために最大限の努力を行う必要がありますが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定されます。したがって、社会の状況を把握しながら、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められます。 ○ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等により、国や道の対応の変更に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えます。 ○ 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎えます。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町、国、道又は指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の適確かつ迅速な実施に万全を期します。この場合においては、以下の点に留意します。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要です。このため、以下の取組により、平時の備えの充実を進め、実践的な訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行います。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起これり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行います。

(2) 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が道内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進めます。

(3) 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた点検や改善

感染症危機は必ず起これり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて点検や改善を行っていきます。

(4) ワクチンやリスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、ワクチン接種体制の構築やリスクコミュニケーション（リスクの共有やリスクに関する情報交換）等について平時からの取組を進めます。

(5) 国や道との連携等のためのDXの推進や人材育成等

国や道との連携の円滑化等を図るため、DXの推進や人材育成等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進めます。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要です。このため、町は、国及び道と連携して、以下の取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう

対策を講じます。

(1) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

道は、科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応することとしており、町は、必要な協力をいたします。

(2) 町民の理解や協力を得るための情報提供・共有

町、国及び道における新型インフルエンザ等対策にあたっては、町民の理解や協力が最も重要です。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の町民の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要です。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにします。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明します。

3 基本人権の尊重

町、国及び道は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、基本的人権を尊重し、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとします¹。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

また、感染者やその家族、医療従事者等（福祉・介護従事者等を含む。）に対する誹謗中傷等、感染症についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。また、感染症に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題です。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意します。感染症危機にあたっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組みます。

¹ 特措法第22条

4 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部²は、政府対策本部及び道対策本部³と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

町は、必要がある場合には、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう道に要請します。道はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行います⁴。

5 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる対応について、平時から施設関係者と共に検討し、有事に備えた準備を行います。

6 感染症危機下の災害対応

町は、国及び道と連携し、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等を進め、町を中心に避難所施設の確保等を進めることや、道及び町において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進めます。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は、国及び道と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、町及び道は、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行います。

7 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生し、町対策本部を立ち上げることとなった場合は、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、必要に応じて公表します。

2 特措法第34条

3 特措法第24条第1項及び第36条第2項

4 特措法第24条第1項及び第36条第2項

第4節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施するとともに、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します⁵。

また、国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により対策の点検及び改善に努めます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

その際、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国が決定した基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します⁶。

【道】

道は、特措法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が決定した基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し適確な判断と対応が求められます。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行います。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。

【市町村】

市町村は、民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国が決定した基本的対処方針に基づき、適確に対策を実施することが求められます。対策の実施に

5 特措法第3条第1項

6 特措法第3条第4項

あたっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、道と医療措置協定の締結、院内感染対策の研修や訓練の実施、個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、道からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

4 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努めます⁷。

5 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため⁸、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要があります。

6 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の

7 特措法第4条第3項

8 特措法第4条第1項及び第2項

個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます⁹。

9 特措法第4条第1項

●第3章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

第1節 町行動計画における対策項目等

1 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民の生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めています。

以下の7項目ごとに、準備期、初動期及び対応期に分けて、その考え方及び具体的な取組を記載しています。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 町民の生活及び社会経済の安定の確保

2 対策項目ごとの留意点

町行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現にあたって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要があります。そのため、以下に示す(1)から(7)までのそれぞれの対策項目の留意点及び対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要です。

(1) 実施体制

感染症危機は、町民の生命、健康や生活及び社会経済活動に大きな被害を及ぼすことから、町においても国家の危機管理の問題として取り組む必要があり、新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。

このため、町は、政府対策本部及び道対策本部が設置された場合は、必要に応じて、町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあります。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、町民等、医療機関、事業者等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

このため、町は、道や関係団体とも連携し、町民等が適切に判断・行動できるよう、情報提供・共有等を行います。

(3) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民の生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とします。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数をできるだけ抑えることが重要です。

道は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置の実施や緊急事態措置を行い、町は、事業者や町民への周知等、必要な協力を行います。

(4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

このため、町、国及び道は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要があります。

(5) 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、道・保健所設置市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要があります。その際、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要です。

このため、町は、保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力をを行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。

(6) 物資

新型インフルエンザ等は、発生後急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、医療、検査、施設介護等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。

このため、町は、新型インフルエンザ等対策の実施時に必要な感染症対策物資等の一部を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認します。

(7) 町民生活及び社会経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民の生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。

このため、町は国や道と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、

事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨します。

事業者や町民の生活・社会経済活動への影響に対しては、国が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情等にも留意しながら適切な支援を検討します。

3 複数の対策項目に共通する視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、複数の対策項目に共通して以下の（1）から（3）までの視点を考慮していきます。

- (1) 人材育成
- (2) 道、国及び市町村の連携
- (3) DX の推進

(1) 人材育成

多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるよう、災害対応等における全庁体制等のノウハウや新型コロナ感染症対応の経験を有する者の知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることに取り組みます。

また、地域の医療機関等においても、町や国、道、関係団体等による訓練や研修等により、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待されています。

(2) 町、国及び道の連携

国と地方公共団体との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、道は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、町は町民に最も近い行政単位として予防接種や生活支援等を推進する役割が期待されています。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、町、国及び道の連携体制を平時から整えておくことが不可欠です。さらに、新型インフルエンザ等の発生時は町と道との連携、保健所と保健センター間の連携も重要であり、こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要です。

(3) DX の推進

近年、取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化、研究開発へのデータの利活用の促進等により、新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っています。

国は、DX推進の取組として、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の

標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要としています。

町は、国や近隣市町村の動向を注視しながら、DX推進の流れに遅れることのないよう、必要な基盤整備を行っていきます。

●第4章 町行動計画の実効性確保等

第1節 町行動計画の実効性確保

1 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

町行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、政府行動計画及び道行動計画が改定された際は、町行動計画も適宜必要な見直しを行い、改定後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠です。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものであり、このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要です。

医療機関や関係機関・団体、町民や事業者等が幅広く関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図ります。

2 定期的なフォローアップと必要な見直し

国は政府行動計画や同計画のガイドライン等の関連文書について、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を、統括庁を中心に行うとしています。

また、国は、概ね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとしていることから、町においてもその見直しに伴い必要な対応を行います。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に政府行動計画等が見直されることから、町の行動計画についても必要な見直しを行います。

道は、町の行動計画の見直しにあたって、町との連携を深める観点から、行動計画の充実に資する情報の提供等を行うこととしており、町は、道から提供される情報を踏まえ、町における取組を充実させます。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

●第1章 準備期の取組

第1節 実施体制

1 実践的な訓練の実施

道行動計画及び町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。

2 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- (1) あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴いた¹⁰上で町行動計画を作成・変更します。
- (2) 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画（B C P計画）を実情に合わせて変更します。
- (3) 新型インフルエンザ等対策に携わる保健師等の専門人材等の確保を行います。

3 国及び道との連携の強化

- (1) 国や道と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認を実施します。
- (2) 新型インフルエンザ等の発生に備え、日頃から月形町立病院や地域の社会福祉施設、介護老人保健施設等と感染症ネットワークの活用や情報交換等をはじめとした連携体制を構築します。

第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報収集と情報提供

市民に対する細かな情報提供、また発生状況等について一元的に情報提供を行うため、広報やホームページ、LINE配信等の方法で情報発信を行う体制整備に努めます。また道が設置するコールセンターの情報提供等を行います。

2 道と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

- (1) 市民に対するきめ細かい情報収集、情報提供を行うため、国、道、関係機関等とで、電子メール、電話等を活用し、緊急に情報収集、提供を行う体制を検討します。

10 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、市町村が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聞くことが望ましい。

(2) 新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関し、道からの要請を受けて、必要な協力を行います¹¹。

3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

国からの要請を受けて、保健福祉課に相談窓口を設置する準備を進めます。

第3節 まん延防止¹²

1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

(1) 町及び学校等は、町民に対し、マスク着用時の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的感染対策の普及を図ります。また自らの感染が疑われる場合は、道の相談センター、町の相談窓口に相談し、指示を仰ぐことや感染拡大を防止するための不要不急の外出を控えること等について、理解促進を図ります。

(2) 新型インフルエンザ等のまん延防止のため、特に特定の地域で集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に迅速な対応が行えるよう、平時から道及び医療関係団体と連携を図ります。

第4節 ワクチン¹³

1 ワクチンの接種に必要な資材の確保と準備

(1) 予防接種用準備品、医師看護師用物品、会場設営物品等の資材について、平時から月形町立病院の協力を得ながら、予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備します。

(2) 月形町立病院と連携し、必要なワクチン量が供給されるよう、情報収集に努めます。

2 接種体制の検討

接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制が構築できるよう、平時から関係者との協力関係を構築します。

¹¹ 具体的な手順等については「感染状況等に係る都道府県と市町村の間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」（令和5年6月19日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）参照

¹² 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）に対応する記載事項。市町村が実施するまん延防止措置を記載する。

¹³ 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載する。

3 特定接種¹⁴の接種体制の検討

- (1) 国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築します。
- (2) 特定接種の対象となり得る者は、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業所であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているものでこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)とします。また「医療の提供の業務」に従事する者は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員及び地方公務員とし、「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」に従事する者は、介護・福祉従事者とします。

4 住民接種の接種体制の検討

- (1) 町民や町内勤務者等に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を検討します。
- (2) 国及び道から発出される通知等に従い、接種を希望する町民、町内勤務者等が速やかに接種できるよう、月形町立病院や社会福祉施設、介護老人保健施設等と連携の上、接種について検討を行います。また必要に応じ、接種会場において円滑な接種が実施できるよう、接種の流れについて確認します。
- (3) 町内の接種対象者数の推計を行うとともに、高齢者施設の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町及び関係機関が連携し、接種体制を検討します。
- (4) 接種方法に応じた必要医療従事者数の算定を行い、接種場所について検討します。

5 接種情報の提供と共有体制の検討

- (1) 定期の予防接種について、被接種者や保護者等にとってわかりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問、不安に関する対応に必要な情報収集及び提供等双方向的な取り組みを検討します。
- (2) 町保健福祉課は、医療関係者及び保健福祉課以外の役場各部門との連携強化に努めます。また児童生徒に関する予防接種施策の推進にあたり、教育委員会と連携を深め、必要に応じて、予防接種に関する情報周知を教育委員会や小、中学校及び高等学校に依頼します。
- (3) 活用する健康管理システムが国が整備するシステム基盤と連携することで予防接種事務のデジタル化が推進されるよう、当該システムの整備を行います。

¹⁴特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種

第5節 保健

1 岩見沢保健所との連携体制の検討

(1) 陽性者が自宅や宿泊施設等で療養する場合には、食事の提供や宿泊施設の確保等が必要となることから、平時より岩見沢保健所と連携を図り、感染症危機に備える体制を検討します。

第6節 物資

1 感染予防用衛生資材の備蓄の検討

(1) 行動計画に基づき、所掌事務又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染予防用衛生資材を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認し、目標数量を決め、計画的な整備に努めます。なお、備蓄資材の中で保存期限のあるものについては、適時入れ替えもしくは点検整備を実施し、品質管理及び機能の維持に努めます。

内 容	備蓄の考え方
消毒液	集団感染発生の可能性が高い施設*に多めに配布
サージカルマスク	大人用、こども用を用意する
ディスポグローブ	サイズ毎に用意する
防護服	
アイソレーションガウン	
ディスポキャップ	
シユーズカバー	
フェイスシールド	
ペーパータオル	
その他感染予防に必要な品	

* 集団感染発生の可能性が高い施設（公共施設）～月形町役場、交流センター、総合体育馆、保健センター、花の里こども園、学童保育所、札比内コミュニティセンター、各小中高等学校

(2) 消防機関は、救急隊員等搬送従事者のための個人防護具について必要な備蓄をすすめます。

また、感染症患者のウイルスや病原体の拡散を防ぐために整備した患者搬送用陰圧式アイソレーターの維持管理を行い適切な運用に努めます。

第7節 町民の生活及び地域経済の安定の確保¹⁵

1 対策支援実施にかかる仕組み、情報共有体制の整備

国及び道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等の方法を検討します。また関係機関・内部部局間で連携し、適切な仕組みの整備を実施するとともに、町民への情報共有体制を整備します。

2 必要物資の備蓄¹⁶、町民への勧奨

- (1) 町行動計画に基づき、第6節（準備期における「物資」の1）で備蓄する感染予防用衛生資材等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要に応じて物資を備蓄します¹⁷。
- (*なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることとします¹⁸。)
- (2) 事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生資材や食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。

3 生活支援を要する者への支援等の検討

道と連携し、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者¹⁹等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的方法を検討します。

4 火葬体制の検討

地域における火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を検討します。

15 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項
16 ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、各章の第7節の記載を参照。

17 特措法第10条

18 特措法第11条

19 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」を参照。

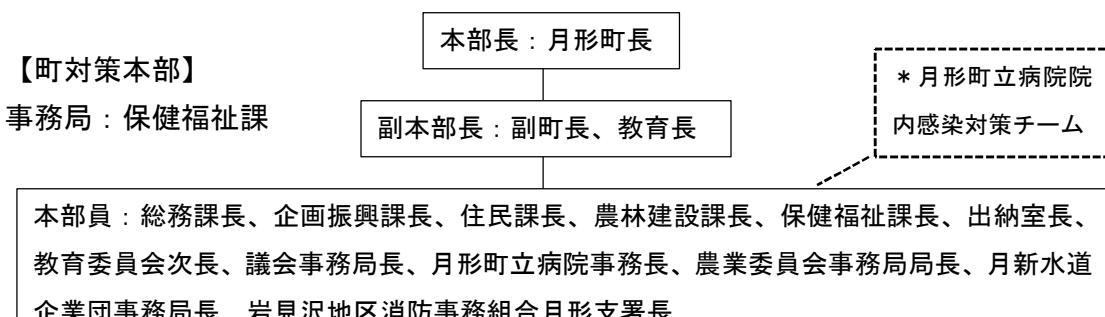
●第2章 初動期の取組

第1節 実施体制

1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の対応

(1) 政府対策本部が設置され²⁰、直ちに道が道対策本部を設置した場合において、町も対策本部を設置することを検討し、町長が設置決定をしたときは、準備が整いしたい、保健福祉課が中心となり「月形町感染症対策本部」（以下「町対策本部」という。）を設置します。

(2) 必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。



* 必要に応じて、月形町立病院院内感染対策チームから意見を聞くことができるものとします。

2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保の準備

機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援²¹の下、必要となる予算を迅速に確保し、機動的かつ効果的な対策を実施する準備を行います。

第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

1 町民への情報収集・情報提供、共有

- (1) 町民に対するきめ細かい情報収集、情報提供を行うため、道等と連携し、町ホームページやLINE、広報等を活用し、詳細でわかりやすく、出来る限りリアルタイムに情報提供や注意喚起を行います。また道のコールセンター等の情報提供等を行います。
- (2) 感染症に対する正しい理解を図り、感染者へ対する誹謗や中傷がないよう、詳細でわかりやすい情報提供に努めます。

2 道と町の間における感染状況等の情報提供・共有

- (1) 町民に対するきめ細かい情報収集、情報提供を行うため、国、道及び関係機関等

20 特措法第15条

21 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

とで電子メール、電話等を活用し、緊急に情報収集、提供を行います。

- (2) 道から要請を受けて新型インフルエンザ等の患者の健康観察及び生活支援に対し、必要な協力を行います。

3 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請に基づき、保健福祉課に相談窓口を設置し、適切な相談、情報提供に努めるとともに、感染者への誹謗、中傷に対する支援を行います。

第3節 まん延防止

1 国内でのまん延防止対策の準備

- (1) 国からの要請を受けて業務継続（B C P）計画に基づく対応の準備を行います。
- (2) 国及び道と連携しながら、海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人における感染対策に関する情報提供及び注意喚起を行います。
- (3) 国や道からの要請に基づき、水際対策へ対し、適宜協力します。

第4節 ワクチン

1 ワクチン接種体制の構築

- (1) 国や道の指示を受けた上で月形町立病院と協議を行い、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。
- (2) 月形町立病院の協力を得ながら、ワクチン接種に必要な資材を適切に確保します。

2 特定接種の接種体制の構築

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、月形町立病院や地域介護老人保健施設等が関連する医療法人等の協力を得て、その確保を図ります。

3 住民接種の接種体制の構築

- (1) 接種を速やかに開始できるよう、準備期第4節の4に基づく接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要なワクチン量の推計や接種日数や接種日の決定、接種日毎の接種人数や接種地域の設定、その他の資材等の確保を行います。
- (2) 接種に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制が確保できるよう、調整を行います。

- (3) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、接種マニュアルを作成するとともに、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行います。なお、外部委託できる業務については積極的に外部委託する等、業務負担の軽減策も検討します。
- (4) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、月形町立病院の協力を得て、その確保を図ります。
- (5) 接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域の医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行います。その際、あわせて、夜間や休日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制の確保に努めます。高齢者が接種しやすいよう、接種会場への送迎手段の確保を検討します。また小児の接種には、小児科での接種を望む保護者も多いことから、必要に応じて岩見沢市や美唄市等、近隣市町に受入れを打診、要請します。
- (6) 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者、矯正施設への収容者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、月形町立病院や各社会福祉施設等と連携し、巡回接種等の接種体制を構築します。
- (7) ワクチンの必要量を確実に入手できるよう、国、道、薬剤調達業者等と連携し、適正な管理に努めます。
- (8) 接種経路の設定にあたり、感染予防の観点からロープ等により進行方向に一定の流れを作ったり、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮します。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように配慮したり、要配慮者への対応が可能なように準備を行います。
- (9) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関して、あらかじめ月形町立病院と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行います。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに接種担当医師との相談の下、救急搬送します。
- (10) 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所について、月形町立病院の協力を受け、必要な措置を講じます。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守します。また、収集の頻度や量等について相談します。
- (11) ワクチンの接種データを健康管理システムにおいて適切に管理し、次回接種時

の接種人数の推計や個人への通知に活用します。

第5節 保健

1 岩見沢保健所との協力体制の構築

岩見沢保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力をを行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。

第6節 物資

1 感染予防衛生資材等の備蓄状況等の確認

準備期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認し、資材等が不足する可能性も考慮し、月形町立病院や社会福祉施設等と連携し、優先順位をつけながら調達を行います。

第7節 町民の生活及び地域経済の安定の確保

1 対策支援継続にむけた支援の実施

新型インフルエンザ等の発生時支援の実施にかかる行政手続きや支援金等の方法について、必要な財源の確保を行う等の体制構築を行うとともに、道が実施する感染の可能性のある者との接触機会の軽減を目的とした諸々の事業者対策の要請について、町民や事業者への周知等の必要な協力をしています。

* 事業者に求められる感染対策（感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等）

2 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼び掛けへの協力

道が実施する、道民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の道民生活との関連性が高い物資又は社会経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入にあたっての消費者としての適切な行動を求める呼び掛けや、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう、事業者に対する要請に対し、事業者、町民への周知等、必要な協力をしています。

3 遺体の火葬・安置における準備

道を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起った場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

●第3章 対応期の取組

第1節 実施体制

1 職員の派遣・応援への対応

- (1) 新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、道に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行²²を要請します。
- (2) その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるとときは、他の市町村又は道に対して応援を依頼します²³。

2 必要な財政上の措置

国からの財政支援²⁴を有効に活用するとともに、必要に応じて財源を確保²⁵し、必要な対策を実施します。

3 緊急事態措置に関する総合調整

道が実施する当該市町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います²⁶。

4 町対策本部の継続の検討

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、町対策本部の設置継続の必要性について対策本部会議で検討し、継続の必要性を本部長が判断します²⁷。

第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

1 町における情報提供・共有について

- (1) 準備期に整備した情報収集、情報提供体制について、本格的に体制を強化し、町民に対するきめ細かい必要な情報収集、情報提供を行います。
- (2) 町民に対し、感染症に関する正しい理解を図り、感染者へ対する誹謗、中傷がないよう、詳細でわかりやすい情報提供に努めます。

22 特措法第26条の2第1項

23 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

24 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

25 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

26 特措法第36条第1項

27 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

2 道と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

初動期に引き続き、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かい情報提供を含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施します。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関し、道からの要請を受けて、必要な協力を行います。

3 双方向からのコミュニケーションの実施

国からの要請に基づき、相談窓口による相談対応や感染者への誹謗、中傷に対する支援を継続します。

第3節 まん延防止

1 患者や濃厚接触者以外の町民や事業所に対する要請への協力

- (1) 道が地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請、またまん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請について、事業者や町民への周知等、必要な協力を行います。
- (2) 道が道民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組の勧奨、必要に応じ、取り組みを徹底することへの要請について、事業者や町民への周知等、必要な協力を行います。

2 事業者や学校等に対する要請への協力

- (1) 道が必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更要請や緊急措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請について、事業者や町民への周知等、道に必要な協力を行います。
- (2) 道が必要に応じて、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請や対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずる要請について、事業者や町民への周知等、道に必要な協力を行います。

3 その他の事業者に対する要請への協力

- (1) 道が事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨、徹底することについての協力要請、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診勧奨、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力の要請について、事業者や町民への周知等、必要な協力を行います。
- (2) 道が実施する集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等の要請について、施設の管理者等への周知等の必要な協力を行います。

4 学級閉鎖・休校等の要請への協力

道が必要に応じて実施する学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有や、国と連携して、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行いうよう、学校の設置者等への要請について、小・中学校や町民への周知等、必要な協力を行います。なお、一斉臨時休業の要請については、子どもや保護者、社会経済活動への影響を踏まえ、慎重に検討を行います。

第4節 ワクチン

1 接種体制の推進

初動期に構築した接種体制に基づき接種を推進します。

2 住民接種の接種体制の推進

- (1) 国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市町村において整理・構築した接種体制に基づき、接種を進めます。
- (2) 接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討します。
- (3) 各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）の不足があったときには追加確保に努めます。
- (4) 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図ります。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供

をより慎重に行います。

- (5) 高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、引き続き月形町立病院と連携し、接種機会を確保します。

3 接種に関する情報提供・共有

- (1) 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。
- (2) ホームページ、LINE アカウント、広報等を通じて接種会場や接種開始日等、接種情報を提供する他、スマートフォン等の活用が困難な町民に対し、紙の接種券を発行する等により接種機会を逸することのないよう対応します。
- (3) 被接種者が持つ疑問や不安に関する情報提供をします。

4 接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、月形町立病院、地域の医療機関等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。

5 接種記録の管理

国、道及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備した健康管理システムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。

6 健康被害救済

予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行います。

7 情報提供・共有

- (1) 実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行います。
- (2) 次の点に留意して、町民への周知、広報を行います。
- ア 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えます。
 - イ ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えます。
 - ウ 接種の時期、方法等、町民一人一人がどのように対応するべきかについて、分

かりやすく伝えます。

エ 高齢者等に対し、送迎バスの運行等を分かりやすく伝えます。

第5節 保健

1 岩見沢保健所への協力実施

- (1) 岩見沢保健所が感染症有事体制を確立するにあたり、道からの要請を受けて必要な協力を行います。
- (2) 道からの要請を受けて、道が実施する健康観察に必要な協力を行います。
- (3) 道からの要請を受けて、道が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に必要な協力を行います。

2 感染症に関する町民への情報提供・情報共有の実施

道と連携し、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、新型インフルエンザ等の対策等について、町民等の理解を深めるため、町民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行います。情報提供にあたっては、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知・広報等を行います。

第6節 物資

1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認、不足分の調達

- (1) 初動期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を使用し、不足分を調達していきます。
- (2) 月形町立病院と連携し、感染症対策物資等の調達を行います。

第7節 町民の生活及び地域経済の安定の確保

1 心身への影響に関する施策

国及び道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。

2 生活支援を要する者への支援

国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要な生活支援を行います。

3 教育及び学びの継続に関する支援

国及び道と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限²⁸やその他、長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、子どもの学びの保障や基本的な生活習慣の維持、子どもの居場所の確保や保護者等への丁寧な説明等の必要な支援を行います。

4 生活関連物資等の価格の安定等

- (1) 国及び道と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- (2) 国及び道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、国の指示に基づき、適切な措置を講じます。

5 埋葬・火葬の特例等

- (1) 道を通じての国からの要請を受け、火葬炉を稼働させます。
 - ア 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとします。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとします。
 - イ 道の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行います。
- (2) 道を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。
 - ア 遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。
 - イ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、道から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。
- (3) 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の

28 特措法第45条第2項

必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行います。

6 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

- (1) 道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、国が講ずる支援策を踏まえ、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、地域の実情や公平性にも留意し、効果的に講じます²⁹。
- (2) 月新水道企業団と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、町村行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じます³⁰。

7 町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

道と連携し、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた町民生活及び社会経済活動への影響に対し、国が講ずる支援策を踏まえ、生活基盤が脆弱な者が特に大きな影響を受けることや地域の実情等も留意しながら、適切な支援を検討します。

第8節 終息期における町対策本部の対応

1 町対策本部の廃止の検討

感染症の類型の移行や感染状況の沈静化、社会情勢の変化等、感染状態が終息期となり、対策本部による対応の必要性が低いと判断したときは、町対策本部を開催し、町対策本部会議の廃止について検討します。

29 特措法第63条の2第1項

30 特措法第52条